

陽北中学校地域協議会会則

(魅力ある学校づくり地域協議会)

(設置目的)

第1条 この会則は、宇都宮市立陽北中学校区において、学校、家庭、地域が連携協力して、地域に根ざした学校づくりを推進するための取組を行う「魅力ある学校づくり地域協議会」事業に関して、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 協議会の名称を、陽北中学校地域協議会（以下「協議会」という。）とする。

(組織)

第3条 協議会は、地域代表、PTA代表、学校の代表者などが自主的に参加する任意の組織とする。

(役割)

第4条 協議会の役割は、次のとおりとする。

- 1 学校の運営について学校長に意見を述べること。
 - ・ 学校の課題や取組状況など学校運営全般に関すること。
 - ・ 学校長が作成する学校運営に関する基本的な方針（以下「基本方針という。」）の案に関すること。
 - ・ 学校長の基本方針に基づき、校内体制充実や特色ある学校づくりの実現のための職員の配置に関すること。ただし、特定の個人に係るものを除く。
- 2 学校の教育活動の充実のため、家庭・地域が学校に支援・協力する内容について協議し、企画・運営すること。
 - ・ 学校の特色づくりへの支援・協力に関すること。
 - ・ 各教科等の学習や学校行事等への支援・協力に関すること。
 - ・ 学校の環境整備への支援・協力に関すること。
- 3 児童生徒の健全育成や安全確保のために、学校と家庭・地域が一体となって取り組む内容について協議し、企画・運営すること。
- 4 学校施設を活用した地域・家庭の教育力向上を図るための内容について協議し、企画・運営すること。
- 5 その他、第1条の目的に応じて、協議会の発案によること。

(委員)

第5条 本協議会の委員は、次のとおりとする。

- 1
 - ・ 地域代表
 - ・ PTA代表
 - ・ 学校代表
 - ・ PTA執行部OB
 - ・ 地域コーディネーター
 - ・ その他、協議会が必要と認めた者
- 2 委員は、協議会の会議で選任し、教育長の委嘱を受ける。
- 3 委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 原則として、陽北中学校区に在住の方を委員とする。

(役員)

第6条 協議会の役員は、次のとおりとする。

- 1 会長1名（学校職員以外）、副会長若干名（学校長を含む）、監事若干名を置き、委員の互選とする。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

- 4 監事は、協議会の会計を監査する。
- 5 役員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第7条 協議会の会議は、年間を通し次のとおりとする。

- 1 会長が召集し、会長が議長となる。
- 2 会議は、年間4回とするが、会長が必要と認めたときは臨時に召集できる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 本協議会における部会は、次のとおりとする。

- 1 第4条の役割に応じた活動を行うため、部会を置くことができる。
- 2 部会の設置には、協議会の承認を必要とする。
- 3 部会の代表者は、協議会の構成員とする。
- 4 部会は、協議会に活動報告書を提出しなければならない。

(守秘義務)

第9条 協議会の委員は、その役割を遂行する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事業経費)

第10条 協議会は、教育委員会からの委託料の他、参加者からの負担金又は、その他の経費を充てることができる。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、次のとおりとする。

- 1 宇都宮市立陽北中学校に事務局を置く。
- 2 事務局員は2名以上（学校職員1名以上、学校職員以外1名以上）とする。

(地域コーディネーター)

第12条 地域コーディネーターは、次のとおりとする。

- 1 地域コーディネーターは、協議会の会議で協議した活動の方針を受けて、第4条の役割に応じた活動を円滑に実施するための連絡調整を行う。
- 2 地域コーディネーターは、協議会の会議で選出し、教育長の委嘱を受ける。

(補則)

第13条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は、平成19年8月7日から施行する。

平成20年6月13日 一部改正

平成21年6月19日 一部改正

平成22年2月10日 一部改正

平成26年6月10日 一部改正

令和元年6月21日 一部改正